

令和4年度所沢市農業委員会通常総会議事録

開催日時 令和4年4月15日 午後2時00分～3時30分
開催場所 所沢市役所大会議室
議 案 議案第1号 令和3年度所沢市農業委員会事業報告について
議案第2号 令和4年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画
(案) について
議案第3号 令和5年度農林業関係税制改正要望事項(案) について
議案第4号 令和4年度所沢市農業施策に関する意見(案) について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 4番 内野 喜昭
5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄 7番 池田 稔
8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一 10番 石井 一
11番 川口 浩 12番 栗原 茂 13番 大館 浩一
14番 石井 進 15番 水村 英紀 16番 本橋 与志喜
18番 諸星 久雄 19番 飯塚 幸雄 20番 木下 章
21番 田中 宏 22番 吉田 英和 23番 粕谷 久男
24番 栗原 明夫 25番 鈴木 孝史 26番 田代 清
27番 野村 與志次 28番 加藤 博之 29番 中 好和

欠席委員 3番 越阪部 一 17番 新井 祥穂

農業委員会事務局により進行。池田会長のあいさつ後、池田会長が議長に就任し議事を進めた。

議 長： これより議事に入ります。

議席番号3番 越阪部一委員、議席番号17番 新井祥穂委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の議事録署名委員に議席番号13番 大館浩一、議席番号16番 本橋与志喜委員を指名します。

議案第1号 令和3年度所沢市農業委員会事業報告について

議 長： 「議案第1号 令和3年度所沢市農業委員会事業報告について」事務局か

ら説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 令和3年度所沢市農業委員会事業報告について」御説明いたします。

議案第1号

令和3年度所沢市農業委員会事業報告について

次のとおり審議願います。

令和4年4月15日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

「令和3年度事業報告」、「1 会議の開催状況」です。

「(1) 通常総会」は、4月13日に開催し、4議案を審議しました。

「(2) 総会」は、毎月1回開催し、農地法の規定による許可申請等について審議しました。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、7月、8月、9月、1月、2月の総会は、出席者の人数を調整させていただき開催しました。

「(3) 農地利用最適化推進会議」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、6月、2月を除く偶数月に開催し、年4回の開催となり、農地利用状況調査や農業者年金加入推進活動等について審議しました。また、4月は通常総会と同日に開催しました。なお、6月、2月の審議予定の内容については、同月の地区打合せで説明させていただきました。

「(4) 地区打ち合わせ」は、毎月1回3地区において開催することになっていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から5月、8月、9月は中止とし、地区ごと6回開催、7月、12月、3月は合同で開催し、農地利用最適化推進活動や農地転用、利用権設定の総会議案等について打ち合わせをしました。

「2 会議・研修視察等の開催状況」は、農業委員会入間地方協議会などが開催する総会等に参加しました。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、研修会等が中止となり、令和2年度に続き開催回数が例年と比較して少なくなっております。

「3 要望活動」は、「令和4年度農林業関係税制改正要望事項」を埼玉県農業会議会長へ提出しました。また、令和3年5月27日、所沢市長に「令和3年度所沢市農業施策に関する要望書」を提出しました。

「4 農地移動状況」になります。

「(1) 農地法第3条許可(権利区分別)」は、33件の許可をしました。令和2年度は、28件でした。

「(2) 農地法第3条許可(理由別)」は、33件を理由別にまとめました。

その他は、「利用権設定をしていた借入地についての所有権移転が2件」、「遺贈が1件」、「相続放棄が2件」になります。

「(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出」は99件でした。令和2年度は、59件でした。

「(4) 農地法第4条(区域区分別)」は、合計49件でした。

令和2年度は、42件でした。

「（５）農地法第５条（権利区分別）」は、合計２１３件でした。
令和２年度は、１４３件でした。令和２年度は例年より少ない状況でした。

「（６）農地法施行規則該当転用届出」は、１２件でした。
令和２年度は、１４件でした。

電気通信事業施設とは、携帯用のアンテナ、鉄塔等です。

「（７）農地法第４条（用途別）」は、４９件を用途別にまとめました。
その他の市街化区域の１件は、道路外空地、市街化調整区域の１件は太陽光発電施設です。

「（８）農地法第５条（用途別）」は、２１３件を用途別にまとめました。
その他は、市街化区域の２件とも「境内地」、市街化調整区域の３件は「野球場、進入路、直販カートの設置（一時転用）」です。

「（９）各種証明等事務処理状況」は、発行した証明書や通知件数等を種類別にまとめました。合計４１６件でした。

今年度から３行目の「納税猶予の期間満了による履行確認事務」は「納税猶予の対象者に関する通知」とし、税務署からの納税猶予に係る通知をすべて計上しました。

１０行目に「農地の転用事実に関する照会書」の項目を追加しました。
これは、農地転用の許可や届出がされている土地について、法務局から地目変更登記申請にあたって照会があり、回答した件数です。

令和２年度は、２４５件でした。集計項目を変更、追加したため件数が大きく増えております。また、納税猶予の引き続き農業経営を行っている旨の証明が増えております。

「５ 各種事業実施状況」になります。

「（１）農地利用状況調査」は、農地利用状況調査の結果を地区別にまとめました。全体の是正率は８１．５パーセントでした。

令和２年度は、８４．９パーセントでした。未是正面積も３．６ヘクタール増えております。これは遊休農地が年々増えていることが影響しています。

「（２）農業者年金の加入・受給状況」は、令和３年度は委員さんの御尽力により５名が新規に加入しました。

令和２年度は、２名でした。

①の加入状況は、確定値がこれからになるため、本年２月末現在の状況です。

右側の「待期者数」とは、６０歳以上で既に年金保険料の払い込みは終了していますが、６５歳未満等で、まだ年金を受給されていない方です。

③の農業者年金加入促進活動としましては、戸別訪問や広報活動を実施し、農委だよりに加入推進記事を掲載しました。

「（３）農地サポート事業」は、１０件の契約が成立し、60593.25平方メートルを流動化しました。

令和２年度は、９件の契約が成立し、２４，８８１平方メートルでした。
令和３年度度は、２、７、８、１０番の面積が広い契約が成立し、面積は大きく増加しております。

委員の仲介により利用権を結んでいる場合がありますが、サポート事業に登録されていないこともあります。後に御説明します最適化活動にも関連し

ますので、積極的に登録を案内していただきますようお願いいたします。

「(4) 農業機械情報登録事業」は、登録、成立は共にありませんでした。
議案第1号の説明は以上です。

議長： 「議案第1号 令和3年度所沢市農業委員会事業報告について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

質疑等がないようですので採決に入ります。採決につきましては、所沢市農業委員会総会会議規則第10条の規定により、挙手をもって行います。

議案第1号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 議案第1号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。

議案第2号 令和4年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について

議長： 「議案第2号 令和4年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 令和4年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について」御説明いたします。

議案第2号

令和4年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について
次のとおり審議願います。

令和4年4月15日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

「1 令和4年度所沢市農業委員会活動の基本方針」については、記載のとおりで、先月の合同地区打合せでも御説明しておりますので、読み上げは省略させていただきます。

「(1) 基本方針」は、「①遊休農地の発生防止・解消」、「②優良農地の保全」、「③担い手の確保・育成」の3項目です。

「(2) 具体的な施策」につきましては、「①遊休農地の発生防止・解消」、「②優良農地の保全」、「③担い手の確保・育成」、「④基本方針の実現に向けて」の4項目で、それぞれの内容は記載のとおりです。

「2 令和4年度事業計画」になります。

「(1) 会議、研修会等の開催」は、下記の表のとおり予定しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、開催日時、場所等が変更になる場合があります。その都度通知をお渡ししますので御覧ください。

「④ 研修会及び講演会」の「ア 先進地視察研修会の実施」については、宿泊ではなく日帰りとなります。また、実施については新型コロナウイルス感染症の状況により判断したいと考えています。

「(2) 基本方針に基づく主な活動」については、アからスまで御覧のとおりとなります。

議案第2号の説明は以上です。

議 長： 「議案第2号 令和4年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画（案）について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

質疑等がないようですので採決に入ります。

議案第2号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委 員：（全員挙手）

議 長： 議案第2号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。恐れ入りますが「（案）」を消してください。

議案第3号 令和5年度農林業関係税制改正要望事項（案）について

議 長： 「議案第3号 令和5年度農林業関係税制改正要望事項（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 令和5年度農林業関係税制改正要望事項（案）について」御説明いたします。

議案第3号

令和5年度農林業関係税制改正要望事項（案）について

次のとおり審議願います。

令和4年4月15日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

令和5年度農林業関係税制改正要望事項は、相続税・贈与税納税猶予制度についての要望になります。要望項目と要望理由を読み上げます。

【要望項目】は、循環型農業として土地利用が図られている平地林を相続税・贈与税納税猶予制度の対象とする。

令和3年度度と同様に1件の要望になります。

議案第3号の説明は以上です。

議 長： 「議案第3号 令和5年度農林業関係税制改正要望事項（案）について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

質疑等がないようですので採決に入ります。

議案第3号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委 員：（全員挙手）

議 長： 議案第3号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。恐れ入りますが「（案）」を消してください。

議案第4号 令和4年度所沢市農業施策に関する意見（案）について

議 長： 「議案第4号 令和4年度所沢市農業施策に関する意見（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 令和4年度所沢市農業施策に関する意見（案）について」御説明いたします。

議案第4号

令和4年度所沢市農業施策に関する意見（案）について

次のとおり審議願います。

令和4年4月15日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

「令和4年度所沢市農業施策に関する意見について」は記載のとおりで、読み上げは省略させていただきます。

意見は大きく3項目あり、

1 優良農地の保全と有効活用について

令和3年度の「(2)市内全域において、体験農場や市民農園の増設を推進する。」は、体験農場等の整備がされてきたことから削除し、遊休農地の解消を促進するため「(3)農業者等が荒廃した遊休農地を借り受け、これを是正・解消した場合における費用について市独自の助成金等の支援制度を創設する。」を追加しました。

2 担い手の確保・育成について

新規就農者の育成について指導農家の負担が大きいことから「(4)新規就農者の育成に貢献している研修先の指導農家に対する支援策を講じる。」を追加しました。

3 農業振興施策の充実について

それぞれの内容は記載のとおりです。

議案第4号の説明は以上です。

議長： 「議案第4号 令和4年度所沢市農業施策に関する意見（案）について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

質疑等がないようですので採決に入ります。

議案第4号につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 議案第4号につきましては、全会一致により原案どおり決定といたします。恐れ入りますが「（案）」を消してください。

ただいま、御了承いただきました意見につきましては、後日、藤本市長に「意見」として提出いたします。

これで議案第1号から議案第4号まで、全て可決いたしました。

協議事項1 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

協議事項2 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議長： 「協議事項1 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「協議事項2 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局： 「協議事項1 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」御説明いたします。

協議事項1及び2につきまして、目標項目などについて変更がありましたので、御説明いたします。令和4年度から、農業委員会が行うべき農地の最適化活動について、従来の農地の集積面積や遊休農地の解消面積といった成果目標のみならず、個々の委員の活動目標についても定めて公表することとされました。最適化活動は推進委員が中心となって行うこととされています。しかしながら、所沢市ではこれまで農業委員・農地利用最適化推進委員とも活動に取り組んでいただき毎年一定の実績があること、また農地利用最適化推進委員のみで市内全域をカバーすることが困難であって、地区により一人の負担が大きくなりすぎる状況から、引き続き全委員で活動に取り組んでいくようお願いしたいと考えております。目標の達成状況は令和4年度末に点検・評価し公表します。

令和3年度の活動実績の点検・評価は令和3年度の目標設定と対応するよう変更前の様式で作成することとされているため、「協議事項1 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は令和3年度の様式、「協議事項2 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について」は変更後の様式で作成しています。変更内容につきましては、協議事項2で御説明いたします。

それでは「協議事項1 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」御説明いたします。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和4年4月1日現在の農家・農地等の概要及び農業委員会の現在の体制です。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」は、集積目標530.2ヘクタールで集積実績555.6ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標を達成し適切な活動の成果が表れたとしました。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」は、参入目標1経営体で参入実績0経営体でした。活動に対する評価は、目標に及ばなかったことから一層の強化を要するとしました。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」は、解消目標0.5ヘクタールで解消実績は1ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標を達成し適切な活動の成果が表れたとしました。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」は、違反転用面積0.9ヘクタールで増減はありませんでした。活動に対する評価は、農業委員等による活動が抑制につながり、違反転用を未然に防ぐことができたとしました。

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」は、農地法第3条に基づく許可事務の処理件数は33件、うち許可件数は33件でした。農地転用に関する事務の処理件数は42件でした。農地所有適格法人からの報告は、管内の6法人から報告を受けました。情報の提供等は、適切に実施しています。

「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は、要望・意見等がありませんでした。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」は、市のホームページに公表しています。協議事項1の説明は以上です。

続きまして「協議事項2 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」御説明いたします。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和4年4月1日現在の農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制です。

「Ⅱ 最適化活動の目標」は令和3年度までは成果目標のみでしたが、令和4年度から成果目標及び活動目標を定めることとなりました。「1 最適化活動の成果目標」（1）農地の集積です。これまでの集積面積は556ヘクタール、集積率は38.9パーセントでした。目標は、令和3年度までは所沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき毎年5ヘクタールの集積としていました。令和4年度から埼玉県が定める目標を農業委員会の目標とすることとされたことから、令和12年度時点で50パーセントの農地の集積を目標とします。所沢市で令和12年度時点50パーセントの農地集積を達成する場合、毎年度17.7ヘクタールの集積が必要となることから、今年度の新規集積面積を18ヘクタール、集積面積の累計を574ヘクタール、集積率を40.1パーセントとします。

続きまして（2）遊休農地の解消です。令和4年度からの変更点として、遊休農地の区分ごとに解消目標を定めることとされました。令和3年度の目標は所沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、毎年0.5ヘクタールの遊休農地の解消です。令和4年度からは緑区分と判断した遊休農地は毎年2割ずつ解消し5年ですべて解消します。黄区分と判断した遊休農地は解消のための工程表を策定します。新規に発生した緑区分の遊休農地は翌年度中にすべて解消します。

①現状及び課題を御覧ください。1号遊休農地面積が16ヘクタール、うち、緑区分の遊休農地面積が7ヘクタール、黄区分の遊休農地面積が9ヘクタールです。

緑区分の遊休農地は5年で解消することから、解消目標面積を1.4ヘクタールとしています。黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針は、「区分見直しを毎年度行うとともに、地形的条件不利地、権利関係の複雑化等、遊休化の要因ごとに農地の整理を行い、工程表を策定する」としました。

令和3年度に新規発生した緑区分の遊休農地は4ヘクタールあり、すべて令和4年度に解消することが目標となります。

続きまして（3）新規参入の促進です。令和3年度の目標は「所沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、新規参入経営体数1経営体、新規参入面積を0.5ヘクタールとしていました。令和4年度からは目標項目に変更があり、「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積」とされました。目標値は、平成28年度から平成30年度の権利移動面積の平均値を基準とし、その1割以上とされたことから、所沢市では2.3ヘクタールとしています。

続きまして、「2 最適化活動の活動目標」について御説明いたします。活動目標は、令和4年度から新たに加わった目標となります。（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。こちらを一人1か月当たり7日としました。最適化活動を行う農業委員数は中立委員を除く16名、農地利用最適化推進委員は12名です。

活動日数は、事務局へ毎月御提出いただいている活動記録簿から集計しま

す。

(2) 活動強化月間の設定目標です。強化月間は最適化活動の3本の柱である、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進のそれぞれについて1か月ずつ設けることとされたものです。強化月間はこれまで取り組んでいた日頃の活動が対象となるよう、遊休農地の解消は農地の利用状況調査の再調査を行う10月、農地の集積は農地サポート登録数の増加する11月、新規参入の促進は人・農地プランの話し合いが実施される2月としています。

(3) 新規参入相談会への参加目標です。埼玉県、市町村等の開催する新規参入相談会に、推進委員等が1名以上参加することとされました。現時点では埼玉県は相談会を開催しておらず、所沢市は新規参入希望者の問い合わせがあり次第、随時相談を受けています。そのため目標の参加回数は1回とし、新規参入相談の場に地区の推進委員等が同席することを相談会への参加として位置づけます。

協議事項1及び協議事項2の説明は以上です。

議長： 「協議事項1 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「協議事項2 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」質疑に入ります。事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。

質疑等がないようですので採決に入ります。

協議事項1及び協議事項2につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長： 協議事項1及び協議事項2につきましては、全会一致により原案どおり決定いたします。

恐れ入りますが協議事項2につきましては「（案）」を消してください。

協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について

議長： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「協議事項3 農地利用状況調査の実施（案）について」御説明いたします。

「1 調査期間」は令和4年7月26日（火）から8月5日（金）です。

「2 調査員」は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業振興課職員、農業委員会事務局職員です。令和3年度と同様に、各地区4人又は3人1組の2班体制で調査します。

「3 事前周知」は、6月下旬に郵送する「農委だよりところざわ第87号」に記事を掲載するとともに「農地利用状況調査の実施について」を同封します。

市外の所有者にも同様の内容を通知します。

「広報ところざわ7月号」に周知する記事を掲載します。
利用状況調査にあたって、事前に所在地等の確認をお願いします。
協議事項3の説明は以上です。

議長：「協議事項3 農地利用状況調査の実施(案)について」質疑に入ります。
事務局からの説明に対して質問、意見はありますか。
質疑等がないようですので採決に入ります。
協議事項3につきまして、原案どおり賛成の委員は挙手願います。

委員：(全員挙手)

議長：協議事項3につきましては、全会一致により原案どおり決定いたします。
恐れ入りますが「(案)」を消してください。
以上で、本総会の審議事項につきましては、すべて終了いたしました。
皆様の御協力により、滞りなく務めさせていただき、大変ありがとうございました。これで、議長の職を解かせていただきます。

川口会長職務代理者により閉会した。